

---

令和2年大和町議会6月定例会会議録

---

令和2年6月5日（金曜日）

---

応招議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

---

応招議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

---

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	健康支援課長	櫻 井 和 彦君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	農林振興課長	遠 藤 秀 一 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	都市建設課長	江 本 篤 夫 君
総 務 課 長	千 坂 俊 範 君	上下水道課長	蜂 谷 俊 一 君
まちづくり 政 策 課 長	千 葉 正 義 君	教育総務課長	文 屋 隆 義 君
財 政 課 長	菊 地 康 弘 君	生涯学習課長	瀬 戸 正 昭 君
税 務 課 長	千 葉 喜 一 君	総 務 課 危機対策室長	児 玉 安 弘 君
町民生活課長	阿 部 昭 子 君	税 務 課 徴収対策室長	遠 藤 眞起子 君
子育て支援 課 長	小 野 政 則 君	公民館長	村 田 晶 子 君
福 祉 課 長	蜂 谷 祐 士 君		

事務局出席者

議会事務局長	櫻 井 修 一	次 長	野 田 美沙子
主 任	渡 邊 直 人		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

---

議 長 (高平聡雄君)

皆さん、こんにちは。

関係者おそろいですので、開催してよろしいでしょうか。

本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (高平聡雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、11番千坂裕春君、12番門間浩宇君を指名します。

---

日程第2「議案第46号 大和町税条例の一部を改正する条例」

議 長 (高平聡雄君)

日程第2、議案第46号 大和町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第3「議案第47号 大和町都市計画税条例の一部を改正する条例」

議長（高平聡雄君）

日程第3、議案第47号 大和町都市計画税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第4「議案第48号 大和町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」

議長（高平聡雄君）

日程第4、議案第48号 大和町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第48号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5「議案第49号 大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」

議長（高平聡雄君）

日程第5、議案第49号 大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第49号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6「議案第50号 大和町放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」

議長（高平聡雄君）

日程第6、議案第50号 大和町放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第50号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7「議案第51号 大和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例」

議長（高平聡雄君）

日程第7、議案第51号 大和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第51号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第8「議案第52号 大和町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業  
の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」

議長（高平聡雄君）

日程第8、議案第52号 大和町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。



質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第52号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 「議案第53号 大和町介護保険条例の一部を改正する条例」

議 長 (高平聡雄君)

日程第9、議案第53号 大和町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 「議案第54号 大和町体育施設条例の一部を改正する条例」

議 長 (高平聡雄君)

日程第10、議案第54号 大和町体育施設条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。15番馬場久雄君。

15 番 （馬場久雄君）

この施設条例の料金の改正ということでこの条例の前に全員協会でも説明を受けたわけなんですけど、この金額に関してということではなく、この表し方と言いますか1時間当たりというふうに変更するのでここに1 HOURというか1 Hと書いてあるんですけども、これを1時間単位とか1時間当たりとかというふうなそういう文言にわかりやすく直したらどうかなというふうに思います。ほかの類似の施設というか1時間当たりで頂いている施設等々と共通性を持って条例でありますので、そのほうがよろしいのかなと思うのでその辺をお伺いします。

議 長 （高平聡雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長 （瀬戸正昭君）

ただいまの馬場議員のご質問のほうにお答えさせていただきます。

今回の条例の改定で1時間当たりということで料金のほうの表示を見直させていただいているわけですが、表示の仕方につきましては改正後の新旧対照表のほうに記載してありますとおり、1 Hという形で表示させていただいております。こちらにつきましては今回陸上競技場と多目的広場の屋外施設ということでしておりますが、従前よりテニスコートも同様に1時間当たりということで、こちらのほうは従前より1時間当りにしていたところですが、そちらにつきましても表示の仕方が1 Hという形で、テニスコートの場合は1 H 1面というような形ということで従前よりさせていただいておりますことから、それに合わせた形で今回1 Hという形で表示をさせていただいたところがございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

馬場久雄君。

15 番 （馬場久雄君）

テニスコートのほうの例は書いていないんですが、見たところ、テニスコートのほうも1 Hと書いてありました。ですけども、せっかく時間帯からこういった形に

なるので条例は1Hでわかる方々いいんですけども、一番重要なところなので1時間単位とか1時間当たりとかのほうがよろしいかなというふうに思うところです。

ほかに、例えばダイナヒルズとかそういう料金区分しているところとか参考にすればどんなものなのかも伺います。

議長（高平聡雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長（瀬戸正昭君）

その他の施設の部分でございますが、申し訳ございません、手元にダイナヒルズの部分につきまして手元にないということで申し訳ございませんが、今回先ほど申し上げましたとおり同じ条例の中での1時間単位ということで合わせた次第でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（高平聡雄君）

馬場久雄君。

15番（馬場久雄君）

テニスコートのほうも確かに1Hと書いてあったような気がします。ダイナヒルズのほうは記憶上ないような気もしたんですが、備考の欄に1時間当たりの使用料と書いてあるからわかりそうなものですけども、一番重要な料金徴収するかないかの単位ですから、その辺は検討の余地があるのかなと思ったので質問させていただきました。

議長（高平聡雄君）

答弁は。生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長（瀬戸正昭君）

何度も同じような形の答弁になって大変申し訳ございませんが、一応今回、今後の検討という形ではあるかと思いますが、今回は別表内の表示ということで従前の形と同じ形で1Hという表示でお願いしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

議 長 (高平聡雄君)  
副町長浅野喜高君。

副町長 (浅野喜高君)  
今の馬場久雄議員の質問にお答えをさせていただきますが、本日は多目的集会施設の条例の案件を今回上程しているものですから、そのほかにも条例上、先ほども瀬戸課長がお話ししたとおり、ほかの条例にもHを使っている箇所がございますので、その辺の表現につきましては今後見直しをさせて検討して見直しをしていきたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いをいたしたいと思っております。

議 長 (高平聡雄君)  
ほかに質疑ございますか。  
「なし」と呼ぶ者あり  
ないものと認めます。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
「なし」と呼ぶ者あり  
討論なしと認めます。  
これから議案第54号を採決します。  
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。  
〔賛成者起立〕  
起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第11「議案第55号 財産の処分について」

議 長 (高平聡雄君)  
日程第11、議案第55号 財産の処分についてを議題とします。  
本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。10番渡辺良雄君。

10番 (渡辺良雄君)  
売却金額、私などにすれば途方もない金額なんですけれども、ご説明の中で1平方メートル当たり1万8,700円というようなご説明があったかと思っております。今まであ

そのリサーチパーク、どれぐらいで1平方メートル当たり売られていたのか。それから、今回1万8,700円となった経緯など少しだけご説明いただけたらと思います。

議長（高平聡雄君）

財政課長菊地康弘君。

財政課長（菊地康弘君）

それでは、渡辺議員のご質問にお答えさせていただきます。

あの辺の周辺の土地の売買につきましては、約2万円前後で売買がされていたと記憶しております。今回の不動産鑑定につきましても近隣の仙台市、富谷市、大和町のテクノヒルズ地内の4か所を追っていきまして、大体あそこを整備しますと2万2,000円ぐらいにはなるんだろうというようなことになっております。ただ、現状を見ますと道路から今現在、昔は公園でしたので高さがゼロメートルから2メートルまでの勾配がございます。そこを駐車場または工業用地として整備するときその造成費用、あとは立木があるんですけども、その立木は市場価値がないものでございまして、将来伐採、あと木の除根、運搬処分、こちらについて相当の費用がかかるということで1万8,700円という単価になってございます。以上でございます。

議長（高平聡雄君）

ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 （高平聡雄君）

日程第12、議案第56号 令和2年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

本件については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。11番千坂裕春君。

11 番 （千坂裕春君）

事項別明細書の5ページの子供インフルエンザ予防接種費用助成ですが、委員会の折でも課長のほうに質問はさせていただきましたけれども、町長に確認させていただきたいと思って質問させていただきます。

以前より同僚議員、私も1度お願いした経緯があった。その中で予防接種法というのがあって、その中の対象ではない。なぜ対象にならないかという、一部ではあるけれども、ごく僅かではあるけれども副作用があったりする場合もあるので進んでやるものではないというような観点からやらないという答弁が何度かあった中で、今回の助成になったというところで、それはこの助成を利用する方々に何か注意喚起または何かあったときは町では賠償に応じることができないという旨の承諾書とかそういうものを取りながら、または通知のほうにもそういう注意喚起をしながらこの助成をするのかお聞かせいただきたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）

健康支援課長櫻井和彦君。

健康支援課長（櫻井和彦君）

千坂議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

委員会のときも少しお話しさせていただいたんですけども、そういった当然法定外の接種でございますのでリスクがあるということにつきましては周知の際にチラシ等々にはもちろん明記させていただきます。当然、保護者、それから医師の同意の基で予防接種をするという制度構築をさせていただいておりますので、その辺はご理解を頂いた上で接種をしていただくということになるかと思えます。

それから、万が一のそういった副作用であるとかそういったものが発生した場合につきましては、当然町のそういった予防接種の被害の委員会がございますので、そちらの案件になる場合もございますし、予防接種の救済の制度、済みません、今正式な名称が出てこないんですが、そういったものが国のほうでもございますので、そう

いったものの対象になるケースもあるというふうに伺っておりますので、そういった部分につきましては十分周知をしながら行っていきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

ほかに質疑ありませんか。7番馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）

まず、事項別明細書の独り親家庭の子育て臨時給付費とその下の給付費でございます。そして、水道料金の基本料金免除、非常にいいことだとは思いますが、5月28日の全員協議会でご説明いただきました。報道機関にということでご説明を頂いたところでございます。ただ、その後、すぐに6月に入って各家庭に通知が来た方もいるということで、議会の議決前に通知が来ておりました。その辺、どのようにお考えなのかをまずお伺いをしたいと思います。

それからもう1点、今回のコロナ対策で一般財源から総額で幾らほど金額の支出をされて、それから各中止になったイベント等の使用しなかった金額、それも併せてお伺いをしたいと思います。

また、それと同時に非常に経済状況もこのように悪化している中でまだ6月ですが来年度の税収についても非常に減が予想される中、今のところの財政見通し、これはずっと見ていかなければならないとは思いますが、税収も含めてその辺の見通し等々お伺いをできればと思います。以上です。

議 長 （高平聡雄君）

子育て支援課長小野政則君。

子育て支援課長（小野政則君）

馬場議員さんのご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず、国の子育て世帯への臨時特別給付金につきましては新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、学校や保育所の休校や利用制限など経済活動に影響を受けた子育て世帯への国の給付金でございました。5月28日の全員協議会においてご説明いたしました町独自の給付金についても同様に、子育て世帯、独り親家庭への支援でありまして、また、新聞でも報道もありましたのでいち早く対象者の方にお知らせをして

安心をしていただきたいと思って行ったものでございます。

議 長 （高平聡雄君）

上下水道課長蜂谷俊一君。

上下水道課長（蜂谷俊一君）

馬場議員さんの質問に答えさせていただきます。

5月28日に大和町として水道料金の基本料金を3か月減免するということをご説明させていただきました。その際にはホームページ、あと6月の区長配達で皆様にお知らせしたいということも説明させていただいたところでございます。町の水道料金の関係なんですけれども、毎月検針ということで、検針が当月ですともう2日から検針が始まってございます。検針の際には皆様に検針票というものを配付させていただいております。それには既にそのときの水量に基づいて料金がそこに記載されるような格好になってございます。その辺もございまして、その前に皆様にお知らせをさせていただいて、その料金がこうなったんですよという部分、お知らせの部分にも一部入っていますけれども、基本料金の減免をしています、官公庁を除いてという格好の記載をさせていただいたところでございます。よろしく申し上げます。

議 長 （高平聡雄君）

財政課長菊地康弘君。

財政課長（菊地康弘君）

馬場良勝議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず1点目のコロナ対策で、一般財源が幾ら出たかというご質問でございます。今回コロナ対策感染症の歳出では最初に国県などの補助金を除きまして一般財源では約2億9,000万円ということで支出を考えておりました。そこから新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、こちらが約5,900万円ございましたので、こちらを差し引きいたしますと一般財源が約2億3,000万円となるところでございます。

続きまして、中止のイベントの金額はということでございます。こちらにつきましては5月7日に全員協議会がございまして、その際に中止のイベントの内容を皆様にご報告させていただいたところです。財政課といたしましてはすぐに各課に確認をいたしまして、その内容をつかんでおりますのでその内容をご説明させていただきます。



す。花まつりにつきましては325万円、まほろば大学については……。トータルで、申し訳ございません、2,470万円となっております。

続きまして、来年度の税収入の今後の見通しということでございます。こちらにつきましては今現在手元にまだ資料が来ていないところでございますが、コロナ感染についてはリーマンショックをはるかに超えるというような報道もございましたので、リーマンショックがあった平成20年9月の前後の状況を確認させていただきました。地方税ベースでいきますと住民税、法人税、固定資産税などがございますけれども、大きく減っていたのが法人税でございました。20年度の法人税が4億7,000万円でございました。21年度が2億1,000万円まで減っておりまして、マイナス2億6,000万円でございます。前年度の半分以下でございました。当時と現在では人口や進出企業の数も変わっておりますので比較は難しいんですけども、今後の財政運営はかなり難しくなっていくだろうということで考えております。

議長 (高平聡雄君)  
馬場良勝君。

7番 (馬場良勝君)

議決前により先に来た点はあそこは説明をされたんですけども、私頂いたときに違和感を覚えたのは私が議員だからという立場もあるんでしょうけれども、議決前の6月だよなという思いもあったので、その辺は今後早く渡したいという気持ちはわかるんですけども、であればもっと早目に組んでもよかったのかなという思いもございますし、今後まだ第2波、第3波というお話もございますからそのときはぜひいいことを早目に今後やっていただければと思いますし、我々議会にも早目に説明を頂ければと思うところでございます。

財政課さんについては今私言ったとおり、第2波、第3波で今後も財政出動していかなければならない恐れは十分にあると思いますし、昨日の一般質問でも申し述べたとおり、マスク等々、消毒等々、まだまだ備蓄していかなければならない部分が今後出てくるかと思えます。非常に難しい判断になるかと思うんですけども、財政課さんで多分あれは備蓄されるということでしたよね、購入されるということでしたので、もし予備費が足らなくなるのであればまたそういう補正を組む場合もあるでしょうし、その辺は柔軟にきばきとやっていただければと思いますので、ご答弁を頂けるのであればご答弁を頂きたいと思えます。

議 長 （高平聡雄君）

子育て支援課長小野政則君。

子育て支援課長（小野政則君）

馬場議員さんの質問にお答えします。

確かに補正予算の議決を受けずに専行してしまったことについてはおわび申し上げます。今後は議員さんのおっしゃるとおり、次々といろいろな事案が出てくるかなと思っております。その件についてはこちらのほうでも柔軟に対応していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

上下水道課長蜂谷俊一君。

上下水道課長（蜂谷俊一君）

同じく、水道事業については条例上は町長が公益上必要な場合はできるとなっております。ただ、それについては皆様、議員さんのご理解を頂いてからやるものと考えてございますので、スピード感を持って議員様方に説明できる機会とかそういうところで随時説明して今後やっていきたいと思っておりますので、ご理解願います。

議 長 （高平聡雄君）

財政課長菊地康弘君。

財政課長（菊地康弘君）

それでは、引き続きお答えさせていただきます。

コロナ対策といたしましては住民及び企業の支援はしっかり行っていく必要がございますし、今後コロナの第2波が懸念されております。そのほか、今後あれば追加の支援等もございますのでその辺はしっかり、先を先を見まして対応していきたいと思っております。マスクの購入につきましては、今回は危機対策のほうでやっていただいたんですけども、各課と連携しながらその辺もしっかり対応していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

ほかにございますか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩の時間は15分間とし、再開は午後2時15分とします。

午後2時01分 休憩

午後2時14分 再開

議長（高平聡雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第13「議案第57号 令和2年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第13、議案第57号 令和2年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本件については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第14「議案第58号 令和2年度大和町宮床財産区特別会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第14、議案第58号 令和2年度大和町宮床財産区特別会計補正予算を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第15「議案第59号 令和2年度大和町水道事業会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第15、議案第59号 令和2年度大和町水道事業会計補正予算を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第16「議案第60号 字の区域を変更することについて」

議長（高平聡雄君）

日程第16、議案第60号 字の区域を変更することについてを議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第17「議案第61号 令和2年度子育て支援住宅建築工事（落合地区A棟）請負契約について」

議長（高平聡雄君）

日程17、議案第61号 令和2年度子育て支援住宅建築工事落合地区A棟請負契約についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

それでは、議案書1ページをお願いいたします。

議案第61号 令和2年度子育て支援住宅建築工事（落合地区A棟）請負契約につ

いてでございます。

上記工事につきましては、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして議会の議決をお願いするものでございます。

本件につきましては、予定価格が5,000万円以上となりますことから、議会の議決をお願いするものでございます。

記としまして、1契約の目的につきましては令和2年度子育て支援住宅建築工事（落合地区A棟）でございます。

2契約の方法につきましては、一般競争入札による請負契約でございます。

3契約の金額につきましては、1億3,123万円でございます。うち、消費税が1,193万円でございます。

4契約の相手方につきましては、大和町鶴巣太田字壺町田24番地の5、大東住宅株式会社でございます。

それでは、別冊の議案第61号関係資料のご準備をお願いいたします。こちらの資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

1ページをお願いいたします。

初めに、入札の状況についてでございます。1の入札参加資格としましては、（1）地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。（2）令和元年、2年度大和町建設工事入札参加資格の承認されたものであること。（3）入札公告日から入札の日までに宮城県内の地方公共団体から指名停止処分を受けていないこと。（4）建設業法に規定する建設業の許可を受けていること。（5）工事現場に管理技術者または主任技術者を専任で配置できること。（6）宮城県内に本社または営業所等を有すること。（7）大和町入札参加資格承認時点において建築一式工事の格付けがB級以上で総合評定値が700点以上であることといたしました。

次に、2の入札方法でございます。（1）ダイレクト型一般競争入札とする。（2）入札書は郵便物による郵送、直接持参のいずれかの方法で指定の期日まで届くようにすることとし、指定の期日に間に合わなかったものは失格とする。（3）この入札による参加資格申請者で有資格と判定されたものの数が1社の場合でも入札を執行するとしたものでございます。

続きまして、3入札の参加者でございます。入札参加者は記載の6社に参加をいただきました。

4入札の結果でございます。（1）入札証書であります。令和2年5月20日に入札を執行し、記載のとおり結果となりました。この工事の予定価格は1億9,648

万円、低入札調査基準価格は1億7,341万9,000円であり、入札の結果、第5位まで低入札調査基準価格を下回った応札額となり、落札保留といたしたものでございます。

2ページをお願いいたします。

(2) この結果を受けまして、令和2年5月22日に第1順位の大東住宅株式会社から積算内容等につきまして事情聴取を行い、5月25日に低入札価格調査委員会を開催し、契約どおりに履行が可能か審査を行いました。低入札価格の事情聴取では低入札価格失格基準第3条第1号から第12号に該当しないことを確認し、低入札価格調査においては積算内容の精査及びその他基準に照らし合わせ審査した結果、契約どおりの履行が可能と判断し、第1順位の大東住宅株式会社を落札者に決定し、5月28日に仮契約を締結したものでございます。

契約の内容でございます。請負代金額は1億3,123万円、消費税を除いた金額は1億1,930万円でございます。契約相手方は大和町鶴巣太田字壺町田24番地の5、大東住宅株式会社でございます。

次に、事業の概要でございます。1の施工場所は和町落合相川地内、2の完成工期は令和3年3月25日を予定しております。

3工事の概要は木造2階建て1棟(9戸)、延べ床面積につきましては790平方メートル、内訳としまして1戸当たり87.77平方メートルとなっております。以下、記載のとおりでございます。

次に、3ページにつきましては施工箇所の位置図でございます。

続きまして、4ページの図面をお願いいたします。こちらの図面は整備計画配置図でございます。図面の青色線に囲まれた部分が住宅敷地となっており、赤色実線部分が今回の工事施工箇所でございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。こちらの図面は1階及び2階の平面図でございます。

6ページをお願いいたします。こちらの図面は建物の立面図でございます。

以上が令和2年度子育て支援住宅建築工事(落合地区A棟)請負契約の概要でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長 (高平聡雄君)

以上で議案第61号 令和2年度子育て支援住宅建築工事(落合地区A棟)請負契約についての説明を終了いたします。

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。11番千坂裕春君。

11 番 （千坂裕春君）

1 回目の入札、低入札だったということで、それで低入札の事情聴取をしたところ、積算に問題なくできるということだったんですが、この予定価格選定にミスがあったということの理解でいいですか。予定価格を高くし過ぎた原因はどこだったんですか。

議 長 （高平聡雄君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

それでは、千坂裕春議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

今回設計をしました金額よりかなり低い形での応札という形でしたが、設計額に関しましては県の標準の単価等々を使用した形で町としまして設計をさせていただいたという形になります。応札者の業者のほうにこの調査をかけた際に、業者からは建物としては大きいものですが材料、そういったものに関しては統一のものを使用するというような形で購入が比較的安価に実際は入るような形で協力業者とも相談をしているという形で、その辺の応札価格での入札が可能だったというようなことを頂きましたので、そういった内容でそちらは了解という形にしたものでございます。以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

千坂裕春君。

11 番 （千坂裕春君）

そうするならば、多分県の基準というのが市場価格と乖離しているという状況ではないのかと思うんですけれども、いかがですか。

議 長 （高平聡雄君）

都市建設課長江本篤夫君。



都市建設課長（江本篤夫君）

それでは、千坂議員さんの再質問にお答えをさせていただきます。

あくまでも一般的な単価として県のほうでお示しをさせていただいている形でございます。市場単価は建築の場所、そういったもの、それから時期的なものという価格は変わってくるんだらうというふうには思っております。その一般的な標準価格として県のほうで算定してございますので、その時期を捉えてという形ではなかなかこちらでは判断がちょっと難しいところもございますので、県でお示しをいただいている単価を採用した中でこちらは発注、積算をするという形になっておりますので、その辺はご理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

議 長 （高平聡雄君）

千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）

主観で申し訳ないんですけども、最近は低入札価格が多いような気がしますけれども。

議 長 （高平聡雄君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

それでは、再度ご質問にお答えをさせていただきます。

今回、どうしてもそういった事業費等々の金額が大きい場合という形で規模がそれなりの大きさになってくれば各企業さんのほうでご努力をいただいているということもあるんだらうというふうに思います。購入資材の調達の仕事等々についてもご努力をいただいた中で応札をいただいているものと理解をしておりますので、必ずしも全てがということではないんだらうというふうには考えてございます。以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

ほかに質疑ありませんか。佐々木久夫君。

3 番 (佐々木久夫君)

お伺いしたいんですけれども、この金額で本当にできるのかどうかという判断は当然したと思いますけれども、先ほど千坂議員がおっしゃるとおり、予定価格がおかしいのではないかとこう疑いたくなるのは当然だと思うんです。そういうことを考えますと、失格基準というのはあるかどうか。それをまず聞きたいと思います。それで、失格というのがあるかないかが聞きながら、今後建築に対してはこんなに安くできるものではないと私は思っておりますけれども、そこら辺を今後考えていってもらわないと大変なのかな。安ければいいという問題ではないと思いますので、町長。そこら辺も町長にお言葉を頂きたいと。安ければいいとか、そういうことをお聞きしたいと思います。以上です。

議 長 (高平聡雄君)

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 (江本篤夫君)

佐々木議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

失格基準についてというご質問でございました。そちらにつきましては町で積算をしてございます工事費の直接工事費の6割を下回るというような形です、約。そういったもので下回った費用となった場合にはそれは失格基準のほうに該当するというような形でございましたが、今回はその比率には該当していなかったというような形でございますので、そういった中で、あと、その調達の方法、そういったものに関しましては事情聴取の際に業者さんとお話をさせていただいて、先ほどもお話しさせていただきましたが、協力業者さん、そういったものとの話をしながら同一の仕様であるということもあって建材等の購入に対しては安く仕入れることが可能だということをお願いしたものですから、こちらとしては了承したというような形でございます。以上でございます。

議 長 (高平聡雄君)

佐々木久夫君。

3 番 (佐々木久夫君)

大体はわかったんですけれども、その中で完成時に下請け、協力業者のチェック

というのはされるんでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

佐々木議員さんの再質問にお答えをさせていただきます。

下請け、いわゆる協力業者さん、下請け業者さんにつきましてはこの本契約を頂いた後に元請け業者さんから下請け業者さんについての承認の願いというものが発注者、我々のほうに提出をされます。その中で請け負った金額等々についての注文書、そういったものを提出をいただいて、その中で町として承認をするという形になります。元請け業者さんがあくまでもその下請け業者さんの施工については責任を負いながら工事を進めていただくというのが原則でございますので、そういった中で通常の業者さんであればそういった形で契約をいただければ町としては承認するという形で、施工内容については町のほうでも確認をしていくという形でございます。以上です。

議 長 （高平聡雄君）

ほかに質疑ございますか。16番大須賀 啓君。

16 番 （大須賀 啓君）

吉田鶴巣の子育て支援住宅の際にもお話をさせていただきましたが、町単独事業でもありますし、税金ですばらしい子育て支援住宅を建築するわけでありましたが、資材、特に木材はできればというよりも地元の木材を使ってほしいと思います。宮城県産であれば地元だということではなく、大和町に山がいっぱいあって木材もいっぱいあるわけですから、できれば本来は入札する前に条件付きとか、今お話にもありましたが下請けも資材などもできれば地元から調達していただいたり、あるいは設備屋さんだって電器屋さんだって地元にいच्छやるわけだから、できればそういった下請け業者もできれば地元業者をお願いしていただくようにしていただければいいのではないかとこのように思います。町単独事業ですから、そうそうある事業でもないので、ひとつその辺は努力をしていただきたいと思いますがいかがですか。

議 長 （高平聡雄君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

大須賀議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、使用の木材についてでございます。こちらは説明資料のほうの図面のほうに記載はしてございましたが、口頭での説明をしてございませんで大変申し訳ございませんでした。別冊の説明資料の5ページでございます。こちらは1階、2階の平面図を提示してございます。そちらに赤書きで記載した部分がございます。こちらは昨年度整備した鶴巢吉田地区と同様でございますが、腰壁の部分、それからお便りと下足箱、そういったものについては町産材を使用するという形でこれは特定をさせていただいてございました。そのほか、構造材につきましてはどうしても県単価が標準になってございましたので前回もお話をさせていただいたわけなんです、そういった中で県産材を、特に町産材はそれは考慮していただくという形になるということになってくるかと思うんですが、まずは指定はこの赤書きの部分させていただきました。そういった形で、今度は請け負った大東住宅さんと協議をさせていただく形になりますので、先ほどお話も頂きました下請け業者さん、協力業者さんという形でございますので、その辺は今回受け取った大東住宅さんと十分協議をさせていただきながら、そこについては大東さんも当然この業者という形で想定をしていた業者さんもおられることかと思っておりますので、その辺で町内業者さん等々と対応可能かどうかその辺は今後打ち合わせをさせていただきながらご意見頂いたことは十分参考とさせていただいて施工のほうに向かっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議 長 （高平聡雄君）

ほかに質疑ございますか。

「なし」と呼ぶ者あり

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第18「議案第62号 令和2年度子育て支援住宅建築工事（落合地区B棟）請負契約について

議長（高平聡雄君）日程第18、議案第62号 令和2年度子育て支援住宅建築工事（落合地区B棟）請負契約についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

続きまして、よろしくお願ひします。議案書2ページをお願いいたします。

議案第62号 令和2年度子育て支援住宅建築工事（落合地区B棟）請負契約についてでございます。

上記工事につきましては、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして議会の議決をお願いするものでございます。

記としまして、1契約の目的につきましては令和2年度子育て支援住宅建築工事（落合地区B棟）でございます。

2契約の方法につきましては、一般競争入札による請負契約でございます。

3契約の金額につきましては、1億527万円でございます。うち、消費税が957万円でございます。

4契約の相手方につきましては、大和町鶴巣太田字壺町田24番地の5、大東住宅株式会社でございます。

それでは、別冊の議案第62号関係資料をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

初めに、入札の状況についてでございます。1の入札参加資格につきましては、(1)から(7)に記載の項目といたしたものでございます。

次に、2の入札方法につきましては(1)から(3)に記載の項目といたしたものでございます。

続きまして、3入札参加者でございます。入札参加者は記載の9社に参加をいただきました。

4入札の結果でございます。(1)入札調書であります。令和2年5月20日に

入札を執行し、記載のとおり結果となりました。この工事の予定価格は1億5,735万円、低入札調査基準価格は1億3,862万8,000円であり、入札の結果、第7位まで低入札調査基準価格を下回った応札額となり、落札保留といたしましたものでございます。

2ページをお願いいたします。

(2) この結果を受けまして、令和2年5月22日に第1順位の大東住宅株式会社から積算内容等につきまして事情聴取を行い、5月25日に低入札価格調査委員会を開催し、契約どおりに履行が可能か審査を行ったものでございます。低入札価格の事情聴取では低入札価格失格基準第3条第1号から第12号に該当しないことを確認し、低入札価格調査においては積算内容の精査及びその他基準に照らし合わせ審査した結果、契約どおりの履行が可能と判断し、第1順位の大東住宅株式会社を落札者に決定し、5月28日に仮契約を締結したものでございます。

契約の内容でございます。請負代金額は1億527万円で、消費税を除いた金額が9,570万円でございます。契約相手方は大和町鶴巣太田字壱町田24番地の5、大東住宅株式会社でございます。

次に、事業の概要でございます。1 施工場所は和町落合相川地内。2 完成工期は令和3年3月25日を予定しております。3 の工事概要は木造2階建て1棟7戸、延べ床面積614.4平方メートル、内訳としまして1戸当たり87.77平方メートルとなっております。以下、記載のとおりでございます。

次に、3ページをお願いいたします。こちらは施工箇所の位置図でございます。

4ページをお願いいたします。こちらの図面は整備計画配置図でございます。図面の青色線に囲まれた部分が住宅敷地となっており、赤色実線部分が今回の工事施工箇所でございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。こちらの図面は1階及び2階の平面図でございます。先ほど質問頂いたとおり、赤書きをしている部分につきまして大和町産材を使用するというような形で記載をしておるものでございます。

6ページをお願いいたします。こちらの図面は建物の立面図でございます。

以上が令和2年度子育て支援住宅建築工事（落合地区B棟）請負契約の概要でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

以上で議案第62号 令和2年度子育て支援住宅建築工事（落合地区B棟）請負契約についての説明を終了いたします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。休憩の時間は15分とし、再開は午後3時とします。

午後2時44分 休憩

午後2時58分 再開

議長（高平聡雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第19「議案第63号 令和2年度舗装修繕工事（町道台ケ森線）請負契約について」

議長（高平聡雄君）

日程第19、議案第63号 令和2年度舗装修繕工事（町道台ケ森線）請負契約についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

それでは、よろしくお願いいいたします。議案書3ページをお願いいいたします。

議案第63号 令和2年度舗装修繕工事（町道台ケ森線）請負契約についてでございます。

上記工事につきまして、次のとおり請負契約を締結するため地方自治法第96条第

1 項第 5 号の規定によりまして議会の議決をお願いするものでございます。

記としまして、1 契約の目的につきましては、令和 2 年度舗装修繕工事（町道台ヶ森線）でございます。

2 契約の方法につきましては一般競争入札による請負契約でございます。

3 契約の金額につきましては、4,083万2,000円でございます。うち、消費税が371万2,000円でございます。

4 契約の相手方につきましては、大崎市古川米袋字堤内 9 番地 1、株式会社富士土木でございます。

それでは、別冊の議案第63号関係資料をお願いをいたします。

1 ページをお願いいたします。

初めに、入札の状況についてでございます。1 の入札参加資格につきましては、記載の（1）から（6）の項目のほか、（7）としまして大和町入札参加資格承認時点において舗装工事の格付が B 級以上で総合評定値が700点以上であることといたしました。

次に、2 の入札方法につきましては（1）から（3）に記載の項目といたしましたものでございます。

続きまして、3 入札参加者でございます。入札参加者は記載の 8 社に参加をいただきました。

4 入札の結果でございます。（1）入札調書につきましては令和 2 年 5 月 20 日に入札を執行し、記載のとおり結果となったものでございます。この工事の予定価格は6,134万円、低入札調査基準価格は5,214万3,000円であり、入札の結果、第 6 位までの応札者が低入札調査基準価格を下回った応札額となり、落札保留といたしましたものでございます。

2 ページをお願いいたします。

（2）この結果を受けまして、令和 2 年 5 月 22 日に第 1 順位の株式会社富士土木から積算内容等につきまして事情聴取を行い、5 月 25 日に低入札価格調査委員会を開催し、契約どおりに履行が可能か審査を行いました。低入札価格事情聴取では低入札価格失格基準第 3 条第 1 号から第 12 号に該当しないことを確認し、低入札価格調査においては積算内容の精査及びその他基準に照らし合わせ審査した結果、契約どおりの履行が可能と判断し、第 1 順位の株式会社富士土木を落札者に決定し、5 月 28 日に仮契約を締結したものでございます。

契約の内容でございます。請負代金額は4,083万2,000円、消費税を除いた金額は



3,712万円でございます。契約相手方は大崎市古川米袋字堤内9番地1、株式会社富士土木でございます。

次に、事業の概要でございます。1 施工場所は和町吉田地内、2 の完成工期は令和2年11月30日を予定してございます。

3 の工事概要といたしましては、施工延長1,854メートル、幅員は5.4メートルから6.3メートル、以下記載のと通りの工事内容となっております。

次に、3 ページをお願いいたします。こちらが施工箇所の位置図でございます。

続きまして、4 ページから7 ページにつきましては今路線の計画平面図となっております。こちらのカラーで着色した部分が今回整備する区間となっております。

最後の8 ページにつきましては、工事計画の標準横断図を併せて記載してございます。今年度で県道増沢吉岡線まで整備が完了するというような形で、今年度完了という形になります。

以上が令和2年度舗装修繕工事（町道台ヶ森線）請負契約の概要でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

以上で議案第63号 令和2年度舗装修繕工事（町道台ヶ森線）請負契約についての説明を終了いたします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第20「同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について」

議長（高平聡雄君）

日程第20、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、同意第2号ということでございまして、議案の4ページをお願いしたいと思ひますし、併せて説明資料同意2号から12号関係の資料もご参照願ひたいと思ひます。

同意第2号でございます。固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任することにつきまして、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記といたしまして、氏名高橋 久さんであります。

説明書もご覧いただきたいと思ひますが、高橋 久さんにつきましては学歴、職歴等々につきましては記載のとおりでございます。現在も大和町の農地利用最適化推進委員、あるいは大和町農業振興地域整備促進協議会委員等々をやっておられます。選任の理由でございますが、現職であります高橋一悦氏が今回で退任、任期満了ということでございます。したがって、後任としまして高橋氏を推薦するところでございますが、高橋さんにつきましては東北学院大学を卒業後、大和町役場に入庁されまして、平成25年定年退職まで働いて尽力されておられるところでございます。この間、環境生活課長、都市建設課を務めましたほか、退職後につきましては大和町農地利用最適化推進委員を務めるなど、様々な経験と知識を持っておいででございます。推薦に当たりましては公正公平なる審査をしていただけるものと考えまして選任をお願いするところでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議 長 （高平聡雄君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから同意第2号を採決します。

この採決は議会規則第82条の規定により無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は私を除いて17名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に10番渡辺良雄君及び11番千坂裕春君を指名します。

投票用紙を配ります。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と記載し、反対の方は「反対」と記載願います。白票は、反対とするものです。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

配付漏れなしと認めます。

立会人に投票箱の点検をお願いします。

点検の結果は異状なしでよろしいですね。

「はい」と呼ぶ者あり

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

10番渡辺良雄君及び11番千坂裕春君に開票の立ち合いをお願いします。

〔開票〕

ただいまの投票の結果を報告します。

投票総数 17票

有効投票 17票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

賛成 17票

反対 ゼロ。

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、本件は原案について同意することに決定されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

暫時休憩します。

午後3時19分 休憩

午後3時49分 再開

議長 (高平聡雄君)

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第21「同意第3号 農業委員会委員の任命について」

日程第22「同意第4号 農業委員会委員の任命について」

日程第23「同意第5号 農業委員会委員の任命について」

日程第24「同意第6号 農業委員会委員の任命について」

日程第25「同意第7号 農業委員会委員の任命について」

日程第26「同意第8号 農業委員会委員の任命について」

日程第27「同意第9号 農業委員会委員の任命について」

日程第28「同意第10号 農業委員会委員の任命について」

日程第29「同意第11号 農業委員会委員の任命について」

日程第30「同意第12号 農業委員会委員の任命について」

議長 (高平聡雄君)

お諮りします。ただいまの全員協議会におけます説明のとおり、農業委員会委員の任命については一括議題とし、一括投票とすることにご異議ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、日程21、同意第3号から日程30、同意第12号まで

の農業委員会委員の任命については一括議題とし、一括投票することに決定いたしました。

朗読を省略し、提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、議案書5ページでございますが、同意第3号でございます。

農業委員会委員の任命についてということで、下記の者を農業委員会の委員に任命することについて農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記として、氏名三浦ひろ子でございます。

一括ということでございますので、引き続き説明します。

同意第4号につきまして、先ほどと同じ内容で議会の同意を求めるものでございます。氏名布川敬子でございます。

同意第5号 農業委員会の任命につきまして、同様に赤間良一でございます。

同意第6号につきましては熊谷千香子でございます。

同意第7号につきましては鶉橋祥幸でございます。

同意第8号につきましては高橋 淳でございます。

同意第9号につきましては佐藤和彦、同意第10号につきましては文屋芳光、同意第11号につきましては残間洋一、同意第12号につきましては鈴木一成でございます。

以上、同意第3号から同意12号まででございます。どうぞよろしく願います。

議 長 （高平聡雄君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

この採決は会議規則第82条の規定により無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は私を除いて17名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に12番門間浩宇君及び13番藤巻博史君

を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のために申し上げます。氏名連記による投票となります。本件に不信任の方には候補者氏名の上部の欄にバツと記載し、信任の方には何も書かずに空白としていただくようお願いいたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

立会人に投票箱の点検をお願いします。

異状ありませんか。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

12番門間浩宇君、13番藤巻博史君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

投票結果の報告をします。

同意第3号の三浦ひろ子さんについては、有効投票のうち賛成17、反対ゼロ、無効投票ゼロ。

以上のおり賛成が多数です。したがって、同意第3号は同意することに決定されました。

同意第4号 布川敬子さんについては、有効投票のうち賛成17、反対ゼロ、無効投票ゼロ。

以上のおり、賛成が多数です。したがって、同意第4号は同意することに決定されました。

同意第5号 赤間良一さんについては、有効投票のうち賛成17、反対ゼロ、無効投票ゼロ。

以上のとおり、賛成が多数です。したがって、同意第5号は同意することに決定されました。

同意第6号 熊谷千香子さんについては、有効投票のうち賛成17、反対ゼロ、無効投票ゼロ。

以上のとおり、賛成が多数です。したがって、同意第6号は同意することに決定されました。

同意第7号 鶉橋祥幸さんについては、有効投票のうち賛成17、反対ゼロ、無効投票ゼロ。

以上のとおり、賛成が多数です。したがって、同意第7号は同意することに決定されました。

同意第8号 高橋 淳さんについては、有効投票のうち賛成17、反対ゼロ、無効投票ゼロ。

以上のとおり、賛成が多数です。したがって、同意第8号は同意することに決定されました。

同意第9号 佐藤和彦さんについては、有効投票のうち賛成17票、反対ゼロ、無効投票ゼロ。

以上のとおり、賛成が多数です。したがって、同意第9号は同意することに決定されました。

同意第10号 文谷芳光さんについては、有効投票のうち賛成17票、反対ゼロ、無効投票ゼロ。

以上のとおり、賛成が多数です。したがって、同意第10号は同意することに決定されました。

同意第11号 残間洋一さんについては、有効投票のうち賛成17票、反対ゼロ、無効投票ゼロ。

以上のとおり、賛成が多数です。したがって、同意第11号は同意することに決定されました。

同意第12号 鈴木一成さんについては、有効投票のうち賛成17、反対ゼロ、無効投票ゼロ。

以上のとおり、賛成が多数です。したがって、同意第12号は同意することに決定されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

---

日程第32「大和警察署の移転整備計画に関する要望書について」

議長（高平聡雄君）

日程第32、大和警察署の移転整備計画に関する要望書についてを議題といたします。

暫時休憩いたします。

午後4時04分 休憩

午後4時11分 再開

議長（高平聡雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

本件につきましては、先ほどの全員協議会で既に要望書の内容等については皆さん了承しているところであります。よって、説明を省略し、要望書を町長及び議長の連名で宮城県知事、宮城県警察本部長、大和警察署長宛て提出したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、要望書を提出することに決定しました。

ただいま要望書が決定されましたが、その字句など整理を要するものについては議長に一任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、その整理については議長に委任することに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年大和町議会6月定例会議を散会とし、休会といたします。

大変御苦労さまでございました。

午後4時13分 閉会